

2012年6月18日

森永ヒ素ミルク中毒事件の重症被害者への不当な扱いに抗議する。
損害賠償請求に関する裁判提起について

倉敷市老松町 5-3-81 コーチビル 4F

榎原 伊織

ひかり協会の救済事業監視塔 代表

<http://www.kyuusai-kanshitou.com/index.html>

裁判を提起するにいたった経緯

私の長女は今から 57 年前に発生した、森永ヒ素ミルク中毒事件により重大なる被害をうけました。私の妻は次女の出産後肺浸潤に罹り、病院に入院しておりました。それで生まれて間なしの次女は妻とは引き離して森永ミルクで育てていました。当時 2 歳だった長女は乳離れをしていましたが、よく次女のミルクを取って飲んでいました。1955 年 6 月頃から発熱、下痢、夜泣きが続きましたが、私はタチの悪い流行りのハシカに罹った位に思い、貧乏のため医者にもいかず、そのうち病状もおさまったように思っていました。その年の 8 月 24 日に、森永ミルクによる「ヒ素中毒」の報道があったそうですが、私は毎日仕事に追われ、新聞もラジオもなくその情報を知らなかったのです。

1969 年 10 月「14 年目の訪問」の発表を期に、むかし子供に森永ミルクを飲ましていたことを思い出したのです。長女はすでに精神障害を発症していたので、検診を受けた結果、森永ミルクによる後遺症と診断されました。そのため高校 1 年で中途退学し、以後入退院を繰り返しています。なにしろ自殺願望が強く何度も自殺未遂をやり、退院すると家中の刃物類を目につかない場所に隠したりしたこともあります。中学生までは成績もよく英語弁論大会に出たこともあり、親子とも大学進学に強い希望を抱いていました。退学後、せめて通信教育でもと思い、私は入学案内などをとりよせました。でも悲しいかな、本人は一つのことを 20 分とは続けられません。しかし、そのことはすぐ忘れて又しても、進学熱を高ぶらせ、今まで何十回となく

それを繰り返しています。58 歳になっても「大学へ行く」気持ちは頭から離れず、学校や親を困らせます。現在は自宅療養をしながら家族が車で病院へ連れて行っていますが、とても仕事ができる状態ではありません。

長女は国から障害者年金 2 級を受給していましたが、1973 年設立されたひかり協会から暫定措置として調整手当(現在の生活手当と同じ、一種の年金)の Bランク月額 3 万 5 千円が支給されるようになりました。調整手当は翌年に 4 万 5 千円に増額されましたが、それ以来 10 年間は据置かれたままで、その間増額要求が各地から寄せられていました。ひかり協会の職員給与は毎年ベース・アップされますが、被害者への手当は一向に上昇しません。恒久対策案の年金の項目には「国家公務員の一般行政職並みの給与を基準する」とありながら、それは守られなかったのです。

被害者が 30 歳になった時に、ようやく調整手当の改正が行われましたがそれが「30 歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」であります。結果はむしろ改悪で、金額は障害者年金と合わせると 1 級 2 級とも同額となりました。被害者の親たちの要求は肩透かしを食い、「資料 3」にあるように「算定方式とスライド方式」にまどわされて、中味については徹底した討議がなされないまま、実行されました。

それというのも被害者が 30 歳の時に「30 歳の勤労者の賃金の 60%」が決定されたもので、年齢につれ賃金も上昇するので「生活手当」も同様だろうとの思い込みを利用されました。守る会は閉鎖的な集団で、批判をすれば追放されるのです。

私は約 10 年前からホームページを立ち上げて、「30 歳の勤労者の賃金の 60%」の出典を求め続けましたが、ひかり協会がそれに応える事はありませんでした。それどころか、反対にホームページの閉鎖を迫られ続けるという圧迫を受けました。2003 年の全国総会は、会場への入場さえ拒否され、2004 年には入場は許されたものの 3 人の監視員を張り付け、一般会員とは隔離された席をあてがわれ、トイレへ行くのさえついてきました。2005 年には入場と発言を許されましたが、集会の最後で時間に追われ、中途半端な発言で質問に対する回答はありませんでした。あげくの果てに会から除名処分になりました。

当事者からの「30 歳の勤労者の賃金の 60%」の出典明示は、能瀬氏の裁判で制定以来初めてであります。その基準にあてはめると「資料 4」と「資料 5」のような過少支給になります。

被告の四者は「三者会談」を通じて「生活手当」の支給金額とその算出基準を知りながら、長年にわたって被害者を騙まし続けてきました。

一度は解決したように世間では信じこまれている、日本最大の食品公害事件の重症被害者は、実はこのような状況下におかれています。「三者会談」という国も参加して裁判によらず「政治決着」されたことが、今では救済機関に逆手にとられて「裁判で判決を受たわけではない」ことを理由に救済不実施の言い訳にされています。

私は、支払われて当然の「生活手当」の差額を請求する裁判を提起し、裁判所の判断を仰ぐことにしました。

最後に、本事件は57年前に発生したため、経過説明にも多くの紙数を要し、皆様には余計なお手間をかけて恐縮です。できますれば、最初に「資料4」からお読み頂きますれば、「事件発生から17年の概略」で簡単な説明があり、おおよその流れをご理解願えると思います。

損害賠償請求裁判についての添付資料一覧

資料1—恒久対策案抜粋

資料2—第5回三者会談確認書

資料3—30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項

資料4—別の裁判で判明した、「ひかり協会」が重症被害者に支給する「生活手当」の計算方式(年齢に関係なく30歳に固定した基準)

資料5—重大な出典と物証の開示を達成

資料6—森永ヒ素ミルク中毒事件年表

資料7—『森永ヒ素ミルク中毒事件から50年 被害者救済事業の実施状況』

森永ヒ素ミルク中毒事件資料館 公式WEBサイト

「救済基金の実態レポート」コーナー

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-report.pdf> からダウンロード可能